定 款

2022年6月29日 改正

三精テクノロジーズ株式会社

定款

第1章総 則

第 1 条 (商 号)

当会社は三精テクノロジーズ株式会社と称する。

②英文では、Sansei Technologies, Inc. と表示する。

第 2 条 (目 的)

当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- 1. 輸送機並びに昇降機の製作、販売
- 2. 舞台機構並びに遊戯機械の製作、販売
- 3. 音響及び照明装置の製作、販売
- 4. 前各号機械の修理保守並びに据付工事
- 5. 不動産の取得、管理、利用、処分及び賃貸
- 6. 建築物の設計、請負及び工事監理
- 7. 建物及び建物設備の保守、清掃、警備の総合管理業務
- 8. 通信関連機器の製造及び販売
- 9. 遊園地、各種娯楽場の経営及び管理
- 10. 宿泊施設、駐車場の経営及び管理
- 11. エコロジーに関する研究、開発及びエコロジー製品の企画、製造、輸出入及び販売
- 12. 農作物の生産、輸出入及び販売
- 13. 飲食料品の製造、輸出入及び販売
- 14. 飲食店等の経営及び管理
- 15. 住宅設備品、衣服、身の回り品、化粧品、装飾品の製造、輸出入及び販売
- 16. 美容・健康維持増進に関する機器の製造、輸出入及び販売
- 17. エステティックサロン、ヘアサロン、スパの経営及び管理
- 18. 旅行の斡旋及び観光案内に関する業務
- 19. イベントの企画、運営
- 20. 翻訳、出版に関する業務
- 21. 業務に関するアウトソーシングの受託
- 22. 太陽光等の再生可能エネルギーによる発電及び売電事業
- 23. 前各号に関するコンサルティング
- 24. 前各号に附帯関連する一切の業務

第 3 条 (所 在 地)

当会社は本店を大阪府大阪市に置く。

第 4 条 (機関の設置)

当会社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

第 5 条 (公 告)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数及び単元株式数)

当会社の発行可能株式総数は3,900万株とする。

②当会社の単元株式数は100株とする。

第 7 条 (自己株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

第8条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4. 次条に定める請求をする権利

第 9 条 (単元未満株式の買増し)

当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第 10 条 (株主名簿管理人)

当会社は株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株 予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り 扱わない。

第 11 条 (株式取扱規則)

当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章株主総会

第 12 条 (招集の時期)

当会社の定時株主総会は毎年1回6月に招集する。

- ②前項のほか必要ある時は臨時株主総会を招集する。
- 第 13 条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第 14 条 (招集権者及び議長)

株主総会は取締役社長が招集しその議長となる。

②社長事故あるときは予め取締役会で定めた順序に従い他の取締役がこれに代る。

第 15 条 (決議の方法)

株主総会の決議は出席した株主の議決権の過半数をもって行う。但し法令の定めによるべき場合又は本定款に別段の定めがある場合はその定めによる。

②会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第 16 条 (電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 17 条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使する ことができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出し なければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第 18 条 (取締役の員数)

当会社の取締役は9名以内とする。

第 19 条 (取締役の選任)

取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

②取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

第 20 条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会終結の時までとする。

第 21 条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。

②取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務 取締役、常務取締役、各若干名を選定することができる。

第 22 条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、取締役会の決議によって予め定めた取締役が招集し、その議長となる。

②前項により定められた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第 23 条 (取締役会の招集通知)

取締役会招集の通知は会日より3日前に発することを要する。但し緊急のときはこれ を短縮することができる。

第 24 条 (取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、取締役の3分の2以上が出席し、その取締役の過半数でもって決する。

②取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わる ことのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が 異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

第 25 条 (取締役会規則)

取締役会に関する事項は取締役会の定める取締役会規則による。

第5章 監査役及び監査役会

第 26 条 (監査役の員数)

当会社の監査役は4名以内とする。

第 27 条 (監査役の選任)

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 28 条 (監査役の任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会終了の時までとする。

- ②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査 役の任期の満了すべき時までとする。
- ③会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第 29 条 (常勤監査役)

監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

第 30 条 (監査役会)

監査役会招集の通知は、会日より3日前に発することを要する。但し緊急のときはこれを短縮することができる。

②監査役会に関する事項は監査役会の定める監査役会規則による。

第6章 取締役及び監査役の責任免除

第 31 条 (損害賠償責任の一部免除)

当会社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

②当会社は、社外取締役及び社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、社外取締役については500万円以上、社外監査役については500万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。

第7章 計 算

第 32 条 (事業年度)

当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 33 条 (剰余金の配当)

株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質 権者に対し、期末配当を行うことができる。

②前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第34条 (配当金の除斥期間)

期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附則

- ① 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則 第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下 「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
- ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主 総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開 示)はなお効力を有する。
- ③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を 経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。